

【工事に関する委託契約約款】

（総則）

第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、条件明示書及び条件明示に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 受注者は、契約書記載の委託業務を契約書記載の委託業務期間内に完成し、委託業務目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第2条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、受注者が書面により申請し発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、委託業務目的物、委託業務材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第11条第2項の規定による検査に合格したもの及び委託業務仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、受注者が書面により申請し発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（一括再委託等の禁止）

第3条 受注者は、業務の全部を一括して、又は発注者が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（設計図書の調整）

第4条 設計図書に明示されない事項又は設計図書において交互に符号しない事項がある場合は、発注者と受注者とが協議してこれを調整する。

（業務工程表の提出）

第5条 受注者は、この契約締結後7日以内に設計図書に基づいて、業務工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 業務工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

（契約の保証）

第6条 受注者は、この契約の締結と同時に、契約金額の10分の1以上の契約保証金を納付しなければならない。

2 前項の契約保証金の納付は、国債、地方債その他次の各号に掲げる担保の提供をもって代えることができる。この場合において、受注者は、売払承諾書及び白紙委任状を添えなければならない。

- （1） 鉄道証券その他の政府の保証のある債券
- （2） 発注者が確実と認める社債
- （3） 銀行又は発注者が確実と認める金融機関が引受け、保証裏書きした手形
- （4） 銀行又は発注者が確実と認める金融機関に対する定期預金債券
- （5） 銀行又は発注者が確実と認める金融機関の保証及び公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証

3 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の規定にかかわらず、契約保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

- （1） 保険会社との間に発注者を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- （2） 受注者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- （3） 過去10年間に発注者、国若しくは他の地方公共団体又はこれらの公社若しくは公団と種類及び規模をほぼ同じくする契約を1回以上契約し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、この契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

4 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

（委託業務着手届出）

第7条 受注者は、委託業務に着手するときは、その旨を書面により発注者に届け出なければならない。

（監督員）

第8条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に基づいて必要な指示、承諾又は協議する権限を有する。

3 前項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

（現場代理人）

第9条 受注者は、現場代理人を定めて委託業務現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。この者を変更したときも同様とする。

2 現場代理人は、この契約の履行に関し、委託業務現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、業務委託料の変更、業務委託料の請求及び受領、第10条第1項の請求の受理並びに契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の委託業務現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認

めた場合には、現場代理人について委託業務現場における常駐を要しないこととすることができる。

4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

（委託業務関係者に関する措置請求）

第10条 発注者は、現場代理人がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

（委託業務材料の品質及び検査等）

第11条 委託業務材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合は、中等の品質を有するものとする。

2 受注者は、設計図書において監督員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された委託業務材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 受注者は、委託業務現場内に搬入した委託業務材料を監督員の承諾を受けないで委託業務現場外に搬出してはならない。

（支給材料及び貸与品）

第12条 受注者は、発注者から支給された委託業務材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する工具類（以下「貸与品」という。）を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

3 受注者は、設計図書に定めるところにより、委託業務の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。

4 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、その損害を賠償しなければならない。

（監督員の立会い及び委託業務記録の整備）

第13条 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された委託業務材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

2 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された委託業務については、当該立会いを受けて施工しなければならない。

3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は委託業務写真等の記録を整備すべきものと指定した委託業務材料の調査又は委託業務の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

（委託業務と設計図書の不適合の改造義務）

第14条 受注者は、委託業務の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは委託業務期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書と自然が不一致の場合）

第15条 委託業務に当たり設計図書と現場の状況とが一致しないとき、設計図書に誤り若しくはもれがあるとき、又は地盤等の委託業務に予期しない状態が発見されたときは、受注者は、直ちに書面により発注者に通知し、その指示を受けなければならない。

（委託業務の変更等）

第16条 発注者は、天災地変、経済情勢の激変又は公用若しくは公益に関する原因により必要があると認めるときは、委託業務の全部若しくは一部を中止し、又は委託業務の変更若しくは委託業務の伸縮をすることができる。

2 前項の規定により委託業務の変更等をした場合において業務委託料の増減を必要とするときは、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め受注者に通知する。

（著しく短い工期の禁止）

第16条の2 発注者は、委託業務期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

（受注者の請求する委託業務期間の延長）

第17条 受注者は、天候の不良その他受注者の責めに帰すことができない事由により委託業務期間内に委託業務を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に委託業務期間の延長変更を請求することができる。

（一般的損害）

第18条 委託業務目的物の引渡し前に、委託業務目的物又は委託業務材料について生じた損害その他委託業務に関して生じた損害（次条又は第20条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（受

注者が加入している保険等によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第19条 委託業務について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(受注者が加入している保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、委託業務に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち委託業務につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

(不可抗力による損害)

第20条 委託業務目的物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で発注者と受注者のいずれの責めに帰すことができないもの(以下「不可抗力」という。)により、委託業務目的物、委託業務仮設物又は委託業務現場に搬入済みの委託業務材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を書面により発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び保険等によりてん補された部分を除く。)の状況を確認し、その損害の程度により、その一部を負担することができる。

(検査及び引渡し)

第21条 受注者は、委託業務を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、委託業務の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、委託業務目的物を最小限度破壊して検査することができる。

3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

4 発注者は、第2項の検査によって委託業務の完成を確認した後、受注者が委託業務目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該委託業務目的物の引渡しを受けなければならない。

5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該委託業務目的物の引渡しを業務委託料の支払いの完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

6 受注者は、委託業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を委託業務の完成とみなして前5項の規定を適用する。

(業務委託料の支払い)

第22条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、業務委託料の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があつたときは、請求を受けた日から40日以内に業務委託料を支払わなければならない。

(前金払)

第23条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の業務完了の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、当該契約金額が1件150万円以上のものに限り業務委託料の100分の30以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

3 発注者は、第1項の規定による請求があつたときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

4 発注者は、業務委託料が変更された場合において、変更後の業務委託料が当初の業務委託料の100分の20以上増額又は減額したときは、その増額又は減額した額について既に支払った前払金の率により計算した額を追加払し、又は返還させることができる。前払金の追加払の請求があつた場合においては、前項の規定を準用する。

5 前項の場合において、減額後の業務委託料が第1項の規定による額に満たないものとなつたときは、発注者は、既に支払った前払金額から、前項の規定により減額した額に同項の比率を乗じて得た額を差し引き、その額を返還させるものとする。

6 前2項の場合において、受注者は、当該超過額を業務委託料が減額された日から、30日以内に返還しなければならない。

(契約不適合責任)

第24条 発注者は、委託業務目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、当該契約不適合の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前三号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第25条 発注者は、契約の履行が完了するまでの間は、次条又は第27条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第26条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、委託業務に着手すべき期日を過ぎても委託業務に着手しないとき。

(2) 履行期間内に契約の履行の全部を完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に履行を完了する見込みがないと認められるとき。

(3) 第9条第1項に掲げる者を設置しなかったとき。

(4) 正当な理由なく、第24条第1項の履行の追完がなされないとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第27条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第2条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。

(2) 履行期間内に契約の履行ができないことが明らかであるとき。

(3) 受注者がこの契約の履行の全部の完了を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(5) 委託業務目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7) 受注者の振り出した手形又は小切手が不渡りになったとき。

(8) 第29条又は第30条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(9) 受注者が第33条の2第1項各号に該当したとき。

(暴力団等排除に係る解除)

第27条の2 発注者は、警察本部からの通知に基づき、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1) 受注者が個人である場合には、その者その他経営に実質的に関与している者が、平塚市暴力団排除条例(平成23年平塚市条例第9号。以下この条及び次条において「市条例」という。)第2条第1項第2号に定める暴力団員又は同条第4号に定める暴力団員等(以下この条及び次条において「暴力団員等」という。)と認められるとき、又は受注者が法人等(法人又は団体をいう。)である場合には、その役員が同条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められるとき。

(2) 受注者が、神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号。以下、この条において、「県条例」という。)第23条第1項に違反していると認められるとき。

(3) 受注者が、県条例第23条第2項に違反していると認められるとき。

(4) 受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者が、受注者が法人等である場合には役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。)、支店又は営業所(業務を遂行する主たる事務所をいう。)の代表者その他経営に実質的に関与している者が、暴力団員等と密接な関係を有している、又は暴力団(市条例第2条第3号に定める暴力団をいう。)若しくは暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

- (5) 受注者が、下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第1号から第4号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 受注者が、第1号から第4号のいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(第5号に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 2 受注者が共同企業体の場合にあつては、前項の規定はその構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。
- 3 第1項の規定により、発注者が契約を解除した場合においては、受注者は、発注者に対し違約金として契約金額の10分の1に相当する額を、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が共同企業体であるときは、構成員は、連帯して発注者に支払わなければならない。
(暴力団等からの不当介入の排除)
- 第27条の3 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団員等から不当に介入を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。
- 2 受注者は、暴力団員等から不当に介入を受けたことにより、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工期に関する協議を行わなければならない。その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、第21条の規定により、発注者に工期延長の請求を行うものとする。
- 3 受注者は、暴力団員等から不当な介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。第43条 発注者は、業務が完了するまでの間は、第42条又は第42条の3第1項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。
(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)
- 第28条 第26条各号又は第27条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第26条各号又は第27条各号の規定による契約の解除をすることができない。
(受注者の催告による解除権)
- 第29条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
(受注者の催告によらない解除権)
- 第30条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 発注者の責めに帰すべき理由により委託業務の中止期間が委託業務期間の10分の5(委託期間の10分の5が6月を超えるときは、6月)以上に達したとき。
- (2) 設計変更により業務委託料が3分の2以上減額したとき。
- (3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。
(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)
- 第31条 第29条又は第30条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前二条の規定による解除をすることができない。
(解除に伴う措置)
- 第32条 発注者は、この契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった委託業務材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する業務委託料を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 受注者は、この契約が解除された場合において、支給材料又は貸与品は、速やかに発注者に返納しなければならない。
- 4 受注者は、第1項に規定する検査対象のうち合格しないものは、速やかに引き取り又は撤去し、原形に復さなければならない。この場合において、受注者が正当な理由なく、引き取り又は撤去復旧の義務を履行しないときは、発注者が適当と認める方法によりこれを行い、その費用は受注者から徴収する。
- 5 第26条、第27条又は第27条の2第1項の規定により、発注者がこの契約を解除した場合において、受注者が第27条の2第3項、第33条第2項又は第33条の2第1項に規定する違約金を指定する期間内に支払わないときは、発注者は、第1項前段の既済部分に相応する業務委託料から当該違約金を控除することができる。
(発注者の損害賠償請求等)
- 第33条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
- (1) 受注者の責めに帰すべき理由により履行期間内に契約の履行の全部が完了しないとき。
- (2) 委託業務目的物に契約不適合があるとき。
- (3) 第26条又は第27条の規定により、契約が解除されたとき。

- (4) 前三号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第26条又は第27条の規定により履行完了前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 履行完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があつた場合において、破産法(平成十六年法律第七十五号)の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があつた場合において、会社更生法(平成十四年法律第一百五十四号)の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があつた場合において、民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により同項各号が第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、発注者は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。
- 6 第2項の場合(第27条の2第1項の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、第6条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。
(談合等不正行為があつた場合の違約金等)
- 第33条の2 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額(この契約締結後、請負代金額の変更があつた場合には、変更後の請負代金額。)の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。))。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があつたとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があつたとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) この契約に関し、受注者(法人にあつては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。
(受注者の損害賠償請求等)
- 第34条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
- (1) 第29条又は第30条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
(契約不適合責任期間等)
- 第35条 受注者が契約の内容に適合しない委託業務目的物を発注者に引き渡した場

合において、発注者がその不適合を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、受注者が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、発注者の権利の行使ができる期間について仕様書等で別段の定めをした場合は、その仕様書等の定めるところによる。
- 3 前二項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第七項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要なと認められる請求等を行うことができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 引き渡された委託業務目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
(紛争の解決)

第36条 この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに、発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、協議の上調停人2人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは発注者と受注者とが折半し、その他のものは発注者と受注者とがそれぞれが負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、発注者又は受注者は、必要があると認めるときは、同項に規定する紛争解決の手続前又は手続中であっても同項の発注者と受注者との間の紛争について民事訴訟法（明治23年法律第29号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行うことができる。
(協議)

第37条 この約款に定めのない事項又はこの契約に疑義ある事項については、平塚市契約規則の定めによるもののほか、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。